

言渡	平成28年1月21日
交付	平成28年1月21日
裁判所書記官	

平成26年(受)第547号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成25年(ネ)第666号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成25年11月28日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

原判決中上告人敗訴部分を破棄する。

前項の部分につき、被上告人の控訴を棄却する。

控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人宮川勝之ほかの上告受理申立て理由第1点について

1 上告人は、平成21年4月5日、「NHKスペシャル『シリーズJAPAN デビュー』」と題するシリーズ番組の第1回目として「アジアの“一等国”」と題する番組（以下「本件番組」という。）のテレビジョン放送をした。本件は、被上告人が、本件番組中の被上告人及びその父親に関連する内容を含む放送により被上告人の名誉が毀損されたなどと主張して、上告人に対し、不法行為に基づく損害賠償を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、台湾南部に居住するパイワン族の女性であり、本件番組に出演

した者である。

上告人は、国内基幹放送、国際放送等を行うことを目的とする法人である。

(2) 上告人は、明治以降の近現代史を検証する番組の制作を企画し、横浜の開港から昭和20年までの日本の歩みを描くシリーズ番組として「NHKスペシャル『シリーズ JAPANデビュー』」を制作することとし、その第1回目である本件番組では、日本の台湾統治を取り上げることとした。

(3) 上告人は、平成21年4月5日午後9時から午後10時13分まで、総合テレビジョンで本件番組を放送した。本件番組のうち、被上告人及びその父親に関連する内容は、おおむね次のようなものであった。

ア 導入部分

世界の一等国に上り詰めた日本は、なぜ、坂を転げ落ちていったのかとの問題提起がされ、「台湾、日本の最初の植民地となった場所です。」、「その原点はこの地にあります。」とのナレーションが流れ、本件番組開始後7分45秒頃に、民族衣装で正装した12名のパイワン族の人たちと引率者と思われる日本人1名の集合写真の映像が流れ、その写真の下部に「人間動物園」との文字が表示される。

その後、日本が台湾に進出し、統治するようになったことなどが説明される。

イ 日英博覧会に関する説明（開始後32分37秒から34分37秒まで）

日本と英国の友好関係を祝う催しとして日英博覧会が明治43年にロンドンで開催されたこと、日本は、これを台湾統治の成果を世界に示す絶好の機会と捉えて、その会場内にパイワン族の家を造り、その暮らしぶりを見せ物としたこと、当時、英国やフランスは、博覧会等で植民地の人々を盛んに見せ物にしており、これが人を展示する「人間動物園」と呼ばれていて、日本はそれをまねたことについて説明

するナレーションが流れる。

ウ 歴史学者パスカル・ブランシャールの映像と発言（開始後 34分38秒から35分26秒まで）

当時、西欧列強には「文明化の使命」という考え方があり、ヨーロッパの人々は、「野蛮な劣った」植民地の人間を「文明化させる」良いことをしていると信じており、それを宣伝する場が「人間動物園」であったこと、日本も、世界には民族の違いに基づく階層があると考えるようになって、自らは階層の頂点にあり、その下にアジアの他民族がいるとの世界観を持つようになったことなどを述べる。

なお、パスカル・ブランシャールは、本件番組の他の場面でも登場し、当時の西欧列強や日本が植民地を差別していたなどと述べる。

エ 被上告人の紹介及び被上告人の発言（開始後 35分27秒から37分17秒まで）

台湾南部の村落の風景の映像が流れ、「連れて行かれたのはこの村の出身者たち」とのナレーションが流れる。そして、日英博覽会の会場で販売されていた、民族衣装を身に着けたパイワン族の人たちの写真の映像が映し出された後、何かを見ながら「かなしい」と日本語で述べている被上告人の映像と画面に映っている女性が展示された青年の娘であるとのナレーションとが流れ、被上告人の氏名や年齢（79歳）が字幕で表示される。その後、笑顔が消えて硬い表情になった被上告人の顔の映像が流れ、被上告人が手にしている、民族衣装を身に着けた被上告人の父親の写真の映像と、この写真が「父 チャバイバイ・プリヤルヤンさん」であるとの字幕が表示され、父親の氏名がチャバイバイ・プリヤルヤンであり、「父親は、生前、博覽会について子どもたちに語ることはありませんでした。」とのナレーシ

ヨンが流れる。

オ まとめの部分

その後、日本が世界の民族自決の動きに逆行して差別と同化政策を推し進めたことなどの説明が続いた後、最後の部分で、上記集合写真の映像等が流れ、「今も残る日本統治の深い傷」とのナレーションが流れる。

(4) 被上告人は、本件番組は、日英博覧会へのパイワン族の出演を「人間動物園」と称した上、被上告人の父親は日英博覧会において動物扱いされたものであり、被上告人はその娘であるとして紹介することで、被上告人自身を動物扱いしてその名誉を毀損したと主張している。

3 原審は、上記事実関係の下において、次のとおり判断して、本件番組について被上告人に対する名誉毀損による不法行為の成立を認め、被上告人の請求を一部認容した。

上告人は、本件番組において、被上告人の父親は日本によって台湾での植民地政策の成功を示すために日英博覧会に連れて行かれ、「人間動物園」において、野蛮で劣った植民地の人間であり、あたかも動物園の動物と同じであるかのような見せ物として扱われ、展示されたこと及び被上告人は上記のように展示された者の娘であることを放送したものといえる。

「人間動物園」という言葉は、研究者によって名付けられたものであるが、差別的な意味合いを有しており、上告人は、本件番組によって、被上告人の父親はパイワン族を代表して英國に行ったという被上告人の思いを踏みにじり、侮辱するとともに、パイワン族を代表して英國に行った人の娘であるという被上告人がパイワン族の中で受けていた社会的評価を低下させ、その名誉を侵害した。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

テレビジョン放送がされた番組の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについては、一般的の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すべきである（最高裁平成14年（受）第846号同15年10月16日第一小法廷判決・民集57巻9号1075頁参照）。

これを本件についてみると、本件番組の内容は、前記2(3)のとおりであって、本件番組を視聴した一般的の視聴者においては、日本が、約100年前である明治43年、台湾統治の成果を世界に示す目的で、西欧列強が野蛮で劣った植民地の人間を文明化させていると宣伝するために行っていた「人間動物園」と呼ばれる見せ物をまねて、被上告人の父親を含むパイワン族を日英博覧会に連れて行き、その暮らしぶりを展示するという差別的な取扱いをしたという事実を掲示するものと理解するのが通常であるといえる。本件番組が掲示したこのような事実により、一般的の視聴者が、被上告人の父親が動物園の動物と同じように扱われるべき者であり、その娘である被上告人自身も同様に扱われるべき者であると受け止めるとは考え難く、したがって本件番組の放送により被上告人の社会的評価が低下するとはいえない。

そうすると、本件番組は、被上告人の名誉を毀損するものではないというべきである。

5 以上と異なる見解の下に、本件番組について名誉毀損による不法行為の成立を認めた原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由がある。

そして、前記事実関係によれば、本件番組により被上告人の名誉感情等が侵害さ

れたことを理由とする不法行為が成立するともいえない。

以上説示したところによれば、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れず、被上告人の請求を棄却した第1審判決は正当であるから、上記部分につき被上告人の控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	谷	直	人
裁判官	櫻	井	龍	子
裁判官	山	浦	善	樹
裁判官	池	上	政	幸
裁判官	小	池		裕

当事者目録

東京都渋谷区神南2丁目2番1号

上告人	日本放送協会
同代表者会長	糸井勝人
同訴訟代理人弁護士	宮川勝之
	高木裕康
	鈴木知幸
	大藤敏一
	喜田洋子
	手島宏子
	梅田康宏

台灣屏東縣牡丹鄉高士村97之1号

被上告人	高許月妹
同訴訟代理人弁護士	高池勝彥
	荒木田修
	尾崎廣人
	田中禎樹
	牧野芳視
	山口達聖
	勝俣洋浩
	溝呂木定聖
	青山

内 田 智
小 沢 俊 夫
田 中 平 八
田 辻 彦
中 島 繁 樹
馬 場 正 裕
羽 原 真 二
浜 田 正 夫
藤 野 義 昭
二 村 豊 則
横 山 賢 司

同訴訟復代理人弁護士 ほか



平成26年(受)第547号

平成25年(受)第1269号 損害賠償請求上告受理申立事件

上告受理申立人 日本放送協会

相 手 方 高許月妹

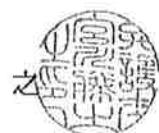
上告受理申立理由書

平成26年2月3日

最高裁判所 御中

上告受理申立人訴訟代理人

弁護士 宮 川 勝



同 高 木 裕 康



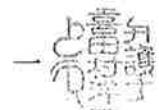
同 鈴 木 知 幸



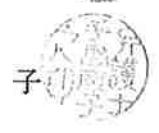
同 大 藤 敏



同 喜 田 村 洋 一



同 手 島 康 子



同 梅 田 康 宏



【上告受理申立理由要旨】

原判決には以下の事由が存するから、貴裁判所は、本件を上告審として受理すべきである。

1. 原判決が問題とする「人間動物園」というレッテルや、「見せ物」という評価は、パイワン族に向けられたものであり、相手方（以下「一審原告」という。）の父親という個人に向けられたものではなく、また、本件番組の一般の視聴者が、これらのレッテルや評価によって、一審原告の父親や一審原告が野蛮で劣っているなどと理解することはあり得ないから、本件番組は一審原告の父親や一審原告の社会的評価を低下させるものではない。本件番組による名誉毀損の成立を認めた原判決は、実質的に、人種や民族などの集団に対する名誉毀損を認めたものであり、また、報道番組において、人種差別的な意味合いがある語を用いて人種差別的な事象を説明し、批判すること自体を禁圧するものであるから、民事不法行為である名誉毀損の成立に関して結論に影響する法解釈の重大な誤りがある。【上告受理申立理由 1】
2. 原判決が認定した事実を前提としても、一審原告には「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価」である社会的評価の低下が認められないから、一審原告の社会的評価の低下を肯定した原判決には、結論に影響する法令解釈の重大な誤りがある。【上告受理申立理由 2】
3. 一審原告の名誉又は信用を毀損する不法行為の請求が認められるためには、台湾法及び日本法の双方において不法行為が認められなければならないところ（法の適用に関する通則法19条、22条）、一審原告は台湾法に基づく主張を一切行っていないのであるから、原審裁判所は、本来であれば、一審原告に対して台湾法に基づく主張について証明させたうえで、一審原告の主張に基づいて

て判断をすべきところ、なんらの釈明も求めず、台湾法に基づく主張がないまま名誉毀損の成立を肯定した点で、弁論主義及び釈明義務に違反し、この点で、原判決には審理不尽の違法がある。【上告受理申立理由 3】

4. 原判決には、名誉毀損成立の根拠とする事実の認定について、証拠価値の評価を誤った経験則違背がある。【上告受理申立理由 4】

【目 次】

第1点 原判決は本件番組について相手方の社会的評価の低下を肯定して名誉毀損の成立を認めた点で結論に影響する法解釈の重大な誤りがある【上告受理申立理由1】.....	6
1 原判決の認定.....	6
2 「報道の自由」の憲法上の意義.....	6
3 本件番組が報じたのは「(日英博覧会における) 日本政府によるパイワン族の展示」であり、「(日英博覧会における) 日本政府による一審原告の父親の展示」ではないから、本件番組は一審原告の父親に対する名誉毀損を構成しない.....	7
4 本件番組における「人間動物園」という語は、一審原告の父親ないし一審原告の社会的評価を低下させない.....	11
5 結論.....	15
第2点 原判決はいわゆる公正な論評の法理を適用して違法性又は責任が阻却されるかを検討することなく本件番組について名誉毀損の成立を認めた点で結論に影響する法解釈の重大な誤りがある【上告受理申立理由2】.....	15
1 原判決の認定.....	16
2 公正な論評の法理による違法性又は責任阻却.....	16
3 結論.....	18
第3点 原判決は、本件名誉毀損における準拠法及びその内容並びに本件の事実を当該準拠法に適用した結果について、当事者から主張立証が無く、かつ、この点について証明もしないまま名誉毀損の成立を認めたものであり、審理不尽の違法がある【上告受理申立理由3】.....	18

1	名誉毀損における準拠法.....	19
2	これまでの当事者らの主張.....	19
3	原判決とその誤り.....	20
4	結論.....	20
	第4点 原判決は、社会的評価の低下の前提としている本件の取材経過について証拠の評価を誤った事実認定を行っている点で経験則違背の違法がある【上告受理申立理由4】.....	21
1	原判決の認定.....	21
2	判決の結論への影響.....	22
3	結論.....	22

第1点 原判決は本件番組について相手方の社会的評価の低下を肯定して名誉毀損の成立を認めた点で結論に影響する法解釈の重大な誤りがある

1 原判決の認定

原判決は、申立人（以下「一審被告」という。）は、「NHKスペシャル・シリーズ JAPANデビュー」第1回目の「アジアの“一等国”」と題する番組（以下「本件番組」という。）において、相手方（以下「一審原告」という。）の父親が、「台湾を植民地としていた日本政府によって日英博覧会に連れて行かれ、『人間動物園』において、野蛮で劣った植民地の人間であり、あたかも動物園の動物と同じであるかのような『見せ物』として扱われ、展示されたと放送した」と認定し（原判決16頁）、これにより、一審原告の「パイワン族の中で受けていたパイワン族を代表してイギリスに行った人の娘であるという社会的評価を傷つけた」として（原判決18頁）、一審被告に名誉毀損による不法行為責任を認めた。

しかしながら、本件番組について名誉毀損の成立を認めた原判決は、憲法21条が保障した「報道の自由」の解釈を誤ったものであり、同条に違反するとともに、民事不法行為である名誉毀損の成否に関する重要な事項を含むものである。

2 「報道の自由」の憲法上の意義

最高裁昭和44年11月26日大法廷決定（刑集23巻11号1490頁）は、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがつて、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない」と判示している。

さらに、最高裁昭和53年5月31日第一小法廷決定（刑集32巻3号457頁）は、「報道機関の国政に関する報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、いわゆる国民の知る権利に奉仕するものであるから、報道の自由は、憲法21条が保障する表現の自由のうちでも特に重要なものである〔る〕」と判示している。

このように、「報道の自由」は、憲法21条の保障のもとにあるとされるにとどまらず、同条が保障する表現の自由の中でも特に重要なものとされている。すなわち、「報道の自由」は、憲法が保障する各種の権利・自由の中で「優越的地位」にあるとされる表現の自由の中でも特に重要とされているのであり、このことは、「報道の自由」が民主主義社会の中でも核心的な地位を占める自由であり、これがなければ民主主義社会が存立しえないほどの重要性を持つものであることを意味している。

一審被告は放送事業者であり、憲法21条が規定する「表現の自由」を保障されている報道機関として、「報道の自由」の主要な担い手である。

したがって、一審被告の報道が民事不法行為である名誉毀損を構成するかどうかの判断は、このような「報道の自由」が民主主義社会において果たす役割に十分留意したうえで行わなければならない。

- 3 本件番組が報じたのは「（日英博覧会における）日本政府によるパイワン族の展示」であり、「（日英博覧会における）日本政府による一審原告の父親の展示」ではないから、本件番組は一審原告の父親に対する名誉毀損を構成しない
(1) 本件番組は、「世界の一等国に上りつめた日本はなぜ坂を転げ落ちていったのか、日本は最初の植民地台湾での激しい抵抗運動を武力で弾圧し、世界の民族自決の動きに逆行して同化政策を推し進め、台湾には今も日本統治の深い傷が残っているとする内容」（原判決2頁）である。そして、本件番組は、「日本は、

台湾統治の成果を世界に示す絶好の機会と捉えて、〔日英博覧会の〕会場内にパイワン族の家を造り、その暮らしぶりを見せ物としたという説明と共に、パイワン族の集合写真などが映し出され」、また、「当時、イギリスやフランスは、博覧会などで植民地の人々を盛んに見せ物にしており、これが人を展示する『人間動物園』と呼ばれていて、日本はそれを真似たという説明などが流れ」た（いずれも原判決13頁）。

(2) このように、本件番組は、日英博覧会では、「〔日本による〕台湾統治の成果」を示すために「見せ物」が行われたとしているのであるから、そこで「見せ物」にされたとして報じられたのは、日本統治下の台湾に住む民族（パイワン族）である。一審原告の父親という個人が「見せ物」にされたと報じたものではない。

(3) もちろん、本件番組では、一審原告の父親が日英博覧会に出たという事実には触れているが、それは「見せ物」にされたパイワン族の一人として取り上げているに過ぎない。本件番組の中で、一審原告の父親と、同人と一緒に日英博覧会に行ったという他の23名のパイワン族（原判決10頁参照）とで違っているところは何もない。一審原告の父親は、24名のパイワン族の中で氏名と子孫がわかっている者として報じられたのであり、この父親個人に属する何らかの特性の故に報じられたのではないのである。

(4) したがって、原判決が問題とする「人間動物園」というレッテルや、「見せ物」という評価は、パイワン族に向けられたものであり、一審原告の父親という個人に向けられたものではない。

換言すれば、仮に、「人間動物園」という語が、「野蛮で劣った植民地の人間であり、あたかも動物園の動物と同じであるかのような『見せ物』として扱われ」（原判決16頁）たとの印象を与えると考えた場合であっても、そのような印象が生まれる「一審原告の父親」は、何らかの特性を有する個人としてでは

なく、「パイワン族」の一員としてのみ取り扱われているのである。

(5) ところで、名誉毀損の保護法益については、「不法行為の被侵害利益としての名誉（民法710条、723条）とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価のことであり（最高裁昭和56年（オ）第609号同61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁参照）、名誉毀損とは、この客観的な社会的評価を低下させる行為のことにはかならない」（最高裁平成8年（オ）第220号同9年5月27日第三小法廷判決・民集51巻5号2024頁。下線申立代理人）とするのが確定した判例である。

そして、ここにいう「人格的価値について社会から受ける客観的評価」は、「すべて国民は、個人として尊重される」（憲法13条）という価値に鑑み、個人について観念される（本件では、法人についての検討は不要である。）。

したがって、「〇〇国民」「〇〇民族」「〇〇人種」「〇〇県人」あるいは「男性」ないし「女性」などといった抽象的概念に属する多数者に対する名誉毀損（group libel）は、現在のわが国の法律においては認められない。刑法の名誉毀損罪及び侮辱罪に関するものであるが、大審院大正15年3月24日判決（刑集5巻117頁）が、「名誉毀損罪又ハ侮辱罪ハ或特定セル人又ハ人格ヲ有スル團體ニ對シ其ノ名誉ヲ毀損シ又ハ之ヲ侮辱スルニ依リテ成立スルモノニシテ即チ其ノ被害者ハ特定シタルモノナルコトヲ要シ單ニ東京市民又ハ九州人ト云フガ如キ漠然タル表示ニ依リテ本罪ヲ成立セシムモノニ非ス」（前同124頁）と判示した趣旨は、民法上の名誉毀損にも妥当するものである。また、東京地裁平成17年2月24日判決（判例タイムズ1186号175頁）が、同事件で問題とされた被告の発言について、「『生殖能力を失った女性』ないし『女性』という一般的、抽象的な存在についての被告の個人的な見解ないし意見の表明であって、特に原告ら個々人を対象として言明したものとは認められないから、被告によって、このような個人的な見解ないし意見の表明があ

るからといって、それにより『生殖能力を失った女性』ないし『女性』についてはもとより、原告ら個々人についての社会的評価が低下するという道理もない」と述べているのも、これと同趣旨を言うものである。

(6) そして、本件において、一審原告の父親が「人間動物園」で展示されたという取扱いは、一審原告の父親個人に起因する何らかの特性によって生じたものではなく、同人がパイワン族に属していたから生じたことは上に述べたとおりである。

そうであれば、「人間動物園」という語が「人種差別的な意味合い」(原判決17頁)を持つとしても、その否定的な意味合いは、正にパイワン族という民族(ないし人種)に向けられたものであり、一審原告の父親という個人に向けられたものではない。

しかし、このような、個人に対してではなく、民族ないし人種という抽象的概念に属する多数者に対する名誉毀損という不法行為が認められないことは上に述べたとおりである。

原判決は、民族ないし人種に関する語句(人間動物園)によって個人に対する名誉毀損が成立するとした点において、誤りを犯したものである(なお、本件番組で用いた「人間動物園」という語が、一審原告の父親ないし一審原告に対する関係でも名誉毀損を構成しないことは、以下の4で述べるとおりである。)。

(7) 原判決は、本件番組が、パイワン族だけを取り上げたものではなく、一審原告の父親ないし一審原告という個人の評価を毀損するものである根拠として、一審原告の「パイワン族を代表してイギリスに行った人の娘であるという社会的評価を傷つけた」(原判決18頁)とする。

しかし、「パイワン族を代表してイギリスに行った人の娘である」というのは、単なる事実であり、これをもって名誉毀損を基礎づけることはできない。「パイ

ワン族を代表し〔た〕」というのは一審原告の父親の行為ないし業績といえるかもしれないが、「その人の娘である」という事実について、名誉毀損で保護される、ある人間が個人として有する「品性、徳行、名声、信用等の人格的価値」を見出すことはできない。

もちろん、子が親を想う気持ち、あるいは亡き親に対する敬愛追慕の情などは法的保護に値する場合がありうる。しかし、「自分の親がパイワン族の一員であるが故に不当な取扱いを受けた」との報道があったとしても、それが自分の親に対する名誉毀損となるばかりでなく（この点が誤っていることは、上に述べたとおりである。）、それがそのまま子である自分に対する名誉毀損となるということはありえない。名誉毀損が成立するためには、「品性、徳行、名声、信用等の人格的価値」が毀損されなければならないところ、「民族差別を受けた親の子である」という報道が、子の「人格的価値」を傷つけるものでないことは当然である。

(8) 以上のとおり、本件番組は、日本は台湾統治の成功を世界に示すために、パイワン族を日英博覧会で見せ物にしたと報じたものであり、その中の一人である一審原告の父親について、同人の特性に基づいて、その人格的価値を低下させたものではないから、一審原告の父親に対する名誉毀損は成立しない。

したがって、その子である一審原告に対する名誉毀損も成立しない。

4 本件番組における「人間動物園」という語は、一審原告の父親ないし一審原告の社会的評価を低下させない

(1) ある表現が人の社会的評価を低下させるか否かについては、テレビジョン放送をされた報道番組の内容による名誉毀損にあっては「一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方」を基準として判断するとするのが判例である（最高裁平成14年（受）第846号同15年10月16日第一小法廷判決・民集57巻9

号1075頁)。

そして、同判決は、報道番組により掲示された事実がどのようなものであるかという点については、「当該報道番組の全体的な構成、これに登場した者の発言の内容や、画面に表示されたフリップやテロップ等の文字情報の内容を重視すべきことはもとより、映像の内容、効果音、ナレーション等の映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受ける印象等を総合的に考慮して、判断すべきである」と判示している。

(2) 本件番組は、植民地支配当時の日本が台湾をどのように統治したのかを、①台湾人の抵抗運動、②台湾全土の調査、③樟腦などの殖産興業、④教育制度、⑤同化政策、⑥日英博覧会、⑦台湾の民族運動、⑧皇民化政策等の各テーマに亘って放送したものである。

本件で問題とされている箇所は、そのうち⑥のテーマに関連して、1910年に開催された日英博覧会においてパイワン族の暮らしぶりを「見せ物」にしており、そのことが「人間動物園」と呼ぶべき意味合いを持っていた、という歴史的な事実を紹介したものである。そして、そのような中、日本による植民地支配時代に台湾人に残した傷跡の一例として、日英博覧会において見せ物とされたパイワン族の子である一審原告への取材内容が放送されている。

このように、本件番組において「人間動物園」という語とともに紹介される一審原告ないしその父親について、一般視聴者は、上記のような番組の全体的な構成の中で、一審原告やその父親に関連する一連の放送内容を理解する。

したがって、一審原告やその父親が日本による植民地支配により本土の日本人と異なる扱いを受けた台湾人またはその子孫であるという印象を抱くとしても、それ以上に、一審原告の父親や一審原告が動物と同じように扱われるべき人物であるとか、人格的に劣った人物であるとは、到底理解しない。

したがって、そもそも本件番組の掲示事実によって、一審原告の父親ないし

一審原告の社会的評価が低下することはない。

(3) なお、この点について敷衍するならば、原判決は、本件番組の中で「人間動物園」という語を用いたことから、一審原告の父親が、「台灣を植民地としていた日本政府によって日英博覧会に連れて行かれ、『人間動物園』において、野蛮で劣った植民地の人間であり、あたかも動物園の動物と同じであるかのようない『見せ物』として扱われ、展示されたと放送した」(原判決16頁)と認定している。さらに、「〔『人間動物園』という〕レッテルを貼られることによって、その展示の対象とされた者は、人々の好奇心を満たす軽い見せ物であったはずなのに人間ではなく、動物と同じように扱われていたのではないか、との意味をも含むこととなり、結果的に、その対象とされた者の人間としての人格をも否定することにつながりかねないところに、この『人間動物園』という言葉の過激性がある」(原判決17頁)、あるいは、「〔『人間動物園』という言葉〕の人種差別的意味合いに全く配慮することもなく、これを本件番組の大前提として採用し〔た〕」(原判決17頁)とも述べる。

これらの判示に見られるとおり、原判決は、「人間動物園」という語を一審原告の父親に関連して用いること自体が、一審原告の父親(ひいては一審原告)の名譽を毀損すると理解しているように思われる。

しかし、これは何重にも誤っている。

第1に、本件番組は、「人間動物園」という語を肯定的には用いていない。「人間動物園」という言葉について、本件番組は、「当時、イギリスやフランスは、博覧会などで植民地の人々を盛んに見せ物にしており、これが人を展示する『人間動物園』と呼ばれていて、日本はそれを真似たという説明」(原判決13頁)をしている。

ここに見られるとおり、本件番組で用いられた「人間動物園」という語は、19世紀から20世紀初頭という時代における博覧会等のあり方を評したもの

であり、本件番組は、このような評価ないしレッテル貼りが価値判断として正しいとは全く述べていない。それどころか、本件番組は、原判決も認めるとおり、「日英博覧会の会場でパイワン族の人たちの暮らしぶりを展示することで植民地政策の成功ぶりを宣伝しようとした当時の日本政府の姿勢を批判しようとしたものであり、パイワン族そのものや現在のパイワン族の人たちを野蛮であるなどと報道したものでないことも明らか」（原判決23頁）なのである。そうであれば、本件番組は、「人間動物園」と評価される、日英博覧会当時の、日本政府によるパイワン族に対する処遇を批判的に報じたものであることは、本件番組の一般の視聴者も直ちに理解するところである。

第2に、「人間動物園」という語は、原判決も述べるとおり、「人種差別的な意味合い」（原判決15頁）を有するものであるが、現在の日本では、このような人種差別的ないし民族差別的な見解が公式に正当なものとして受け入れられることはない。すべての人種や民族は平等なのであり、劣等と呼ばれるべき人種や民族など存在しないことは、現在の日本において広く確信されている。

そのような社会を前提として考えれば、本件番組のように、「かつて西洋列強は、植民地の原住民を博覧会場に連れてきて、『人間動物園』と呼ばれるようなやり方で展示し、日本もそれを真似た」と報じられれば、一般視聴者は、そのような西洋列強ないしかつての日本は誤っていたと理解するのであり、「人間動物園」として展示された民族（人種）が野蛮で劣っているなどと理解することはありえないのである。

(4) このように、「人間動物園」という語は、19世紀ないし20世紀初頭という時期における西洋列強ないし日本と、その植民地の人々との関係を示すものであり、学界においても一定の支持を得た概念である。

その概念を用いて、1910年の日英博覧会における日本のパイワン族に対する処遇を説明することは、有用であり、また、現在の日本における権利ない

し平等に関する一般市民の考え方を前提とすれば、この概念が、過去ないし現在のパイワン族に対する人種差別的考え方を誤って惹起するなどということは考えられない（この点は、上で引用した原判決23頁の認定からも明らかである。）。

原判決は、人種差別的な意味合いを持つ語（人間動物園）によって、過去の差別的な事象を説明しようとした本件番組の意図を正解せず、この語を使用すること自体によって、対象者が差別されかねないとして名誉毀損の成立を認めたものである。

このような論法が成立するのであれば、報道機関が過去の事象を報じ、これを批判することが極めて困難になってしまうのであり、報道の自由は著しく制限される。

5 結論

以上のように、原判決は、実質的に、人種や民族などの集団に対する名誉毀損を認めるものであり、また、人種差別的な意味合いがある語を用いて人種差別的な事象を説明し、批判すること自体を禁圧するものであり、報道の自由に対し違憲な制約を課すものであるとともに、民事不法行為法における名誉毀損の成立に関して結論に影響する法解釈の重大な誤りがある。

このように、本件は、民事不法行為である名誉毀損の成否に関する重要な問題を含むものであるから、貴裁判所は、本件を上告審として受理すべきである。

第2点 原判決はいわゆる公正な論評の法理を適用して違法性又は責任が阻却されるかを検討することなく本件番組について名誉毀損の成立を認めた点で結論に影響する法解釈の重大な誤りがある

1 原判決の認定

原判決は、社会的評価の低下が認められたうえで、そこから直ちに名誉毀損の不法行為が成立すると結論付けている。しかしながら、一審被告が本件番組において、英國博覧会における展示を「人間動物園」と評したことは、意見ないし論評の表明であり、仮に社会的評価を低下させることがあっても、いわゆる公正な論評の法理によって違法性が阻却される。原判決は公正な論評の法理を適用せず、それどころかその検討すらせずに、名誉毀損の不法行為の成立を肯定している点で、結論に影響する法令解釈の重大な誤りがある。

2 公正な論評の法理による違法性又は責任阻却

(1) 意見ないし論評の表明の自由と名誉権の調整については、「ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利益に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、右意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、右行為は違法性を欠くものというべきである。そして、仮に右意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、事実を摘示しての名誉毀損における場合と対比すると、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されると解するのが相当である」とするのが判例である(最高裁平成6年(オ)第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁)。

そして、事実摘示と意見ないし論評の表明の区別については、「問題とされている表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評の表明であるかによって、名誉毀損に係る不法行為責任の成否に関する要件が異なるため、当該表現がいずれの範ちゅうに属するかを判別することが必要となるが、当該表現

が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は默示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は、上記特定の事項についての事実を摘示するものと解するのが相当である（前掲最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決参照）。そして、上記のような証拠等による証明になじまない物事の価値、善惡、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属するというべきである」とするのが判例である（最高裁平成15年（受）第1793号、第1794号同16年7月15日第一小法廷判決・民集58巻5号1615頁。下線申立代理人）。

(3) 本件番組における「人間動物園」との言葉は、原判決の認定によれば、「動物園において人間を動物と共に展示したことに由来し、その後、西洋列強がその植民地の原住民を博覧会場へ連れて行き、博覧会の開催中、柵で囲われた構造の植民地集落の中で生活させ、あたかも動物園の動物と同様に人間である原住民を展示したことを指すものとして、吉見教授により名付けられたもの」（原判決15頁）であるところ、このような、過去のある事象を「人間動物園」と呼ぶこと自体の当否は「証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項」ではなく、意見ないし論評に該当することが明らかである。

(4) このことは、原判決が「人間動物園」をレッテルだと指摘していることからも見て取れる。すわなち、原判決は、「実際に、当時は、まだ『人間動物園』という言葉はなかったのであって、後に、『人間動物園』というレッテルを貼ることによって、その問題点が強調され、議論すべき事柄は明確になるものの、他方において、そのようなレッテルが貼られることによって、その展示の対象とされた者は、人々の好奇心を満たす軽い見せ物であったはずなのに、人間ではなく、動物と同じように扱われたのではないか、との意味を含むこととなり、結果的に、その対象とされた者の人間としての人格をも否定することにつながりかねないところに、この『人間動物園』という言葉の過激性があることは明

らかである」(原判決17頁。下線申立代理人)と判示し、本件番組における「人間動物園」との指摘が、事後的なレッテル貼り、つまり、論評、批評、あるいは評価の類であることを的確に指摘しているのである。

- (5) そして、「人間動物園」という呼び名は、少なくとも、吉見教授やパスカル・ブランシャール等の学者によって唱えられ、学説として認知されているのであって、「人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したもの」でないことは明らかである。
- (6) また、日本が日英博覧会において一審原告の父親を英國博覧会で見せ物にしたことは歴史的事実であるから、これを「人間動物園」と評する前提事実は真実である。
- (7) よって、原判決が認定した事実を前提としても、本件番組における「人間動物園」との表現は、正当な意見ないし論評の表明であり、いわゆる公正な論評の法理により違法性が阻却されるべきところ、公正な論評の法理の検討すら行わずに名誉毀損の成立を肯定した原判決には、結論に影響する法令解釈の重大な誤りがある。

3 結論

以上のとおり、原判決は、社会的評価の低下が認められたうえで、そこから直ちに名誉毀損の不法行為が成立すると結論付けているものであり、公正な論評の法理を適用せず、それどころかその検討すらせずに名誉毀損の不法行為の成立を肯定している点で、結論に影響する法令解釈の重大な誤りがある。

このように、本件は、民事不法行為である名誉毀損の成否に関する重要な問題を含むものであるから、貴裁判所は、本件を上告審として受理すべきである。

第3点 原判決は、本件名誉毀損における準拠法及びその内容並びに本件の事実を

当該準拠法に適用した結果について、当事者から主張立証が無く、かつ、この点について釈明もしないまま名誉毀損の成立を認めたものであり、審理不尽の違法がある

1 名誉毀損における準拠法

本件番組は、平成21年4月5日に放送されたが、一審原告は、これが同人の名誉を毀損すると主張している。

一審原告は、台湾に居住しているから、法の適用に関する通則法（平成18年法律第78号。平成19年1月1日施行。以下「通則法」という。）19条により、その準拠法は、「被害者の常居所地法」である台湾法である。

また、通則法22条1項により、台湾法を適用すべき事実が日本法によれば不法とならないときは、台湾法に基づく損害賠償その他の処分の請求は、することができるない。

2 これまでの当事者らの主張

一審原告は、一審以来、台湾法に基づく請求をしていない。

一審被告は、一審以来、日本法の下で一審原告の請求が成立しない旨を主張し、一審原告の請求棄却を求めてきたが、これは通則法22条1項により、日本法の下で一審原告の主張に理由がなければ、その請求が認められることによるものである。

原審裁判所は、一審原告に対し、その請求の準拠法が何法であるかについて釈明を求めたことはない。

一審被告は、一審原告が台湾法に基づく請求を行わず、かつ、原審裁判所が一審原告に対し、準拠法に関する釈明を求めなかつたことから、原判決において台湾法が適用されることではなく、したがって一審原告の控訴は棄却されるものと理

解していた。

3 原判決とその誤り

しかるに、原審裁判所は、上記のような訴訟進行であつたにもかかわらず、判決において率然として、一審原告の控訴に基づき一審判決を変更し、一審原告の請求を一部認容した。

通則法19条により、一審原告の請求を認容するのであれば、その判決は台湾法を準拠法とし、かつ、日本法においても不法行為が認められることを認定しなければならない。

原審裁判所は、本来であれば、一審原告に対して台湾法に基づく主張について釈明させたうえで、一審原告の主張に基づいて判断をすべきところ、なんらの釈明も求めず、かつ、台湾法に基づく主張がなされないまま名誉毀損の成立を肯定した点で、弁論主義及び釈明義務に違反していることは明らかである。

したがって、原判決には審理不尽の違法がある。

4 結論

以上のとおり、原判決は、弁論主義及び釈明義務に違反した審理不尽の違法があることが明らかである。

このように、本件は、国際的な名誉毀損の成否及びその場合の裁判所の釈明義務の有無ないし範囲に関する重要な問題を含むものであるから、貴裁判所は、本件を上告審として受理すべきである。

もっとも、本件において累積適用される日本法に照らして名誉毀損が成立しないことは上述のとおりであり、本件を上告審として受理した後、台湾法の内容及び台湾法を本件に適用した結果を審理するためにこれを原審に差し戻すまでもなく、上告審においては、原判決を破棄し、一審原告の控訴を棄却するのが相当である。

ある（旧法例11条2項に関する最高裁平成12年（受）第580号同14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁参照）。

第4点 原判決は、社会的評価の低下の前提としている本件の取材経過について証拠の評価を誤った事実認定を行っている点で経験則違背の違法がある

1 原判決の認定

原判決は、一審原告が「かなしい」と発言した場面について、一審原告が「かなしい」と日本語で述べる前半場面と、パイワン語で答えていた後半場面に分けて、一審被告の取材担当者である島田が、一審原告に対し、日本が一審原告の父親を含むパイワン族を日英博覧会で見せ物にした旨説明したのは、その間であると認定している（原判決6頁）。しかしながら、本件では、一審原告、一審被告のいずれからも、そのような時系列であったとの主張も立証もされていない。

原判決は、このように認定できる理由について、「前半と後半における控訴人高許の表情の変化、そして、日本語からパイワン語への変化は、この間に何か、控訴人高許に緊張や困惑を感じさせる原因があったことを推認させるが、上記認定の一連の事実の中では、そのような変化を感じさせるのは、控訴人高許が思つてもいなかつた事実、すなわち、父親が日本によってロンドンに連れて行かれて、博覧会で見せ物にされたと、島田が述べたことしかないから、この前半場面と後半場面の間に、島田が、控訴人高許に対して、この写真の父親はロンドンに連れて行かれて博覧会で見せ物にされたと説明したのであろうと推認することができる」（原判決6～7頁）と判示するが、これは明らかに推認の範囲を超えた事実認定であり、当事者のいずれの主張とも反するものであって、証拠の評価を誤った事実認定というほかない。

同様に、原判決は、一審原告が「かなしい」と日本語で発言した場面について、

「父親の写真を見せられた嬉しさと懐かしさを、とっさの日本語で言い誤ったものであ」る（原判決7頁）と認定している。しかしながら、このような事実は、やはり、いずれの当事者からも主張立証されておらず、このような認定を根拠付ける証拠も一切なく、原判決は証拠の評価を誤った事実認定を行っているというほかない。

2 判決の結論への影響

原判決は、「好意で取材に応じた控訴人高許を困惑させて、本来の気持ちと違う言葉を引き出し、『人間動物園』と一体のものとしてそれを放送して…（中略）…その名誉を毀損したものであり、不法行為を構成するものというべきである」（原判決17～18頁）と判示しており、「好意で取材に応じた控訴人高許を困惑させて、本来の気持ちと違う言葉を引き出し」たことを、名誉毀損が成立する理由の1つとして挙げている。

しかしながら、上述のとおり、一審被告担当者である島田が一審原告を困惑させる取材説明を行った時期及び一審原告の「かなしい」という発言の意図のいずれについても証拠の評価を誤った事実認定というほかなく、これらの事実によつて名誉毀損の成立を根拠付けることはできないというべきであるのに、敢えて経験則違背を犯してまで誤った事実認定を行い、名誉毀損を認めたものであり、経験則違背としての重大な違法がある。

3 結論

以上のとおり、原判決には、結論に影響する経験則違背の違法があるから、貴裁判所は、本件を上告審として受理すべきである。

以上

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成 28 年 1 月 21 日

最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷

裁判所書記官

鈴 村

